平成28年度決算における地方消費税交付金(社会保障財源化分)の充当先について

本来、地方消費税交付金は充当先が限定されない一般財源でありますが、引き上げ分の地方消費税収については、全て社会保障費に充てるものとされました。

平成27年4月から平成32年3月までの間においては、地方税法の規定により地方消費税収のうち17分の7に相当する額を社会保障費に充てることとされています。

平成28年度決算における地方消費税交付金(社会保障財源化分)及び社会保障費への充当額については以下のとおりです。

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

○ 歳 入:地方消費税交付金(社会保障財源化分)

213,660 千円

○ 歳 出:社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

5, 178, 817 千円

(単位:千円)

区分	款	項	目名又は事業名	経費	財源内訳				
					特定財源			一般財源	
					国県支出金	地方債	その他	地方消費税 交付金 (社会保障 財源化分)	その他
1 社会福祉	3 民生費	1 社会福祉費	1 社会福祉総務費	64	48			2	14
		2 児童福祉費	2 児童措置費	470, 535	399, 542			7, 151	63, 842
			3 母子福祉費	213, 633	78, 951			13, 566	121, 116
			4 保育所費	383, 295	195, 191		53, 089	13, 600	121, 415
			5 乳幼児医療対策費	68, 843	23, 991		4, 052	4, 110	36, 690
			6 ひとり親家庭等医療対策費	23, 826	12, 515		3, 557	781	6, 973
		3 高齢者福祉費	1 高齢者福祉総務費	260				26	234
			2 高齢者措置費	97, 343		·	16, 650	8, 128	72, 565
			4 介護予防事業費	19, 087			7, 608	1, 156	10, 323

(単位:千円)

	款	項	目名又は事業名	経 費	財源内訳					
区分					特定財源			一般財源		
					国県支出金	地方債	その他	地方消費税 交付金 (社会保障 財源化分)	その他	
		4 障害者福祉費	1 障害者福祉総務費	85, 942	59, 317			2, 682	23, 943	
			2 障害者総合支援費	725, 828	556, 212			17, 085	152, 531	
			3 重度障害者医療対策費	104, 770	43, 551		17, 546	4, 399	39, 274	
		5 生活保護費	2 扶助費	1, 672, 993	1, 356, 099			31, 920	284, 974	
			小 計	3, 866, 419	2, 725, 417	0	102, 502	104, 606	933, 894	
2 社会保険	3 民生費	1 社会福祉費	1 国民健康保険特別会計繰出金	248, 676	136, 847			11, 264	100, 565	
			5 後期高齢者医療費	526, 855	91, 823			43, 821	391, 211	
		3 高齢者福祉費	1 福岡県介護保険広域連合負担金	434, 988				43, 817	391, 171	
			小 計	1, 210, 519	228, 670	0	0	98, 902	882, 947	
3 保健衛生	4 衛生費	1 保健衛生費	2 予防費	67, 120				6, 761	60, 359	
			3 健康増進事業費	15, 508	982			1, 463	13, 063	
			4 母子保健対策費	19, 251	84		25	1, 928	17, 214	
			小 計	101, 879	1,066	0	25	10, 152	90, 636	
合 計			5, 178, 817	2, 955, 153	0	102, 527	213, 660	1, 907, 477		

[※]地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当している。